

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: <http://www.nakada-partners.or.jp>

発行日2025年 9月22日(月)

今週のこトバ

後期高齢医療の配慮措置終了

後期高齢者医療において令和4年10月から一定以上の所得がある方の窓口負担が2割になったことに伴い、負担を抑える配慮措置が実施されていたが今月末で終了。

◆ 今週のこよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

9/22(月) 友引	旧暦8月1日、自民党総裁選告示(10月4日投開票)
23(火) 先負	秋分の日、国連総会一般討論演説
24(水) 仏滅	結核予防週間
25(木) 大安	
26(金) 赤口	彼岸明け
27(土) 先勝	
28(日) 友引	

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

9/15(月) 敬老の日

16(火)	44,902	△134	146.88	△0.57
17(水)	44,790	▼112	146.66	△0.22
18(木)	45,303	△513	147.11	▼0.45
19(金)	45,046	▼257	147.92	▼0.81

改正が見込まれる通勤手当の非課税限度額

◆通勤手当は一定限度額まで非課税

役員や従業員などの給与所得者に対して支給する通勤手当や通勤定期券などは一定の限度額まで非課税となり、非課税限度額を超えて通勤手当などを支給した場合には、超える部分の金額が給与として課税されることになります。

電車やバスなどの交通機関を利用して通勤している場合に非課税となる1ヵ月当たりの限度額は、最も経済的かつ合理的な経路及び方法による通勤定期券などの金額となり、15万円を超える場合には15万円が限度額となります。

また、マイカーや自転車などを使用して通勤している場合に非課税となる額は、片道の通勤距離に応じた金額(2km以上10km未満は4200円、10km以上15km未満は7100円など)が定められています。

なお、パートやアルバイトであっても非課税限度額は月単位で判定します。

◆マイカー通勤の非課税限度額が引上げ見込み

マイカー通勤の通勤手当については、令和7年度税制改正大綱において「エネルギー価格が上昇する中、人事院による調査結果に基づき、通勤手当の非課税限度額を迅速に見直す」としており、本年8月7日に行われた人事院勧告で自動車などの交通用具使用者に対する通勤手当の額の引上げが本年4月1日以降の措置として勧告されました。

これにより通勤手当に係る非課税限度額の改正が見込まれており、本年4月1日から遡及適用される場合は年末調整での対応が必要となることから、国税庁は最新情報を確認するように求めています。

■この記事の詳細は、情報BOX201536

インボイス制度に関する実態調査(日商)

日本商工会議所・東京商工会議所が公表した「中小企業におけるインボイス制度等に関する実態調査」によると、免税事業者であった事業者がインボイス登録を行った割合はB to B中心事業者で78.6%、B to C中心事業者では24.6%であり、課税転換した68.6%が納税額を売上税額の2割に軽減する「2割特例」を適用しています。

また、免税事業者から仕入等を行う本則課税事業者の42.3%が「今後、取引価格や仕入先を見直す」とし、「価格を維持したまま取引継続」は21.5%となっています。なお、免税事業者からの仕入等は、令和8年9月まで8割、8年10月～11年9月まで5割の仕入税額控除が認められます。

養育費不払い対策で導入する「法定養育費」

法務省は令和8年5月までに施行される民法等の改正により新設する「法定養育費」等の省令案を取りまとめ、意見公募を実施しています。

法定養育費は、離婚の際に父母間で取り決めがなくても一定の養育費(案：子一人あたり月額2万円)を請求できる制度となり、養育費を取り決めるまでの暫定的なものとして導入されます。

また、養育費の支払いが滞った場合に財産を差し押さえて一定額(案：子一人あたり月額8万円)まで優先的に弁済を受けられるようにします。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

通勤手当に係る非課税限度額について

◆通勤手当に係る非課税限度額の概要

役員や使用人などの給与所得者に通常の給与に加算して支給する通勤手当や通勤定期券などは一定の限度額まで非課税となっています。1 ヶ月当たりの非課税となる限度額を超えて通勤手当や通勤定期券などを支給する場合には、超える部分の金額が給与として課税されます。

電車やバスなどの交通機関を利用している人とマイカーや自転車などを使っている人の通勤手当等に係る非課税限度額は、それぞれ以下のとおりです。

なお、パートやアルバイトなど短期間雇い入れる人についても、非課税限度額は月を単位にして計算します。

◎電車・バス通勤者の通勤手当

電車やバスなどの交通機関だけを利用して通勤している場合に非課税となる1 ヶ月当たりの限度額は、通勤のための運賃・時間・距離等の事情に照らして、最も経済的かつ合理的な経路および方法で通勤した場合の通勤定期券などの金額です。

新幹線や特急列車を利用した場合の運賃等の額も「最も経済的かつ合理的な経路および方法」に該当する場合には非課税の通勤手当に含まれますが、グリーン料金は認められません。

最も経済的かつ合理的な経路および方法による通勤手当や通勤定期券などの金額が、1 ヶ月当たり15万円を超える場合には、15万円が非課税となる限度額となります。

◎マイカー・自転車通勤者の通勤手当

マイカー・自転車などを使用して通勤している場合に非課税となる1 ヶ月当たりの限度額は、片道の通勤距離（通勤経路に沿った長さ）に応じて、次のように定められています。なお、有料道路を利用した場合の料金等の額も、その通勤方法や経路が「最も経済的かつ合理的な経路および方法」に該当する場合には非課税の通勤手当に含まれます。

片道の通勤距離	1 ヶ月当たりの非課税限度額
2 キロメートル未満	全額課税
2 キロメートル以上 10 キロメートル未満	4,200 円
10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	7,100 円
15 キロメートル以上 25 キロメートル未満	12,900 円
25 キロメートル以上 35 キロメートル未満	18,700 円
35 キロメートル以上 45 キロメートル未満	24,400 円
45 キロメートル以上 55 キロメートル未満	28,000 円
55 キロメートル以上	31,600 円

◎電車などの交通機関のほかマイカーなども使って通勤している場合

電車やバスなどの交通機関のほか、併せてマイカーや自転車なども使って通勤している場合に非課税となる1 ヶ月当たりの限度額は、次の（１）と（２）を合計した金額となり、1 ヶ月当たり15万円が限度です。

（１）電車などの交通機関を利用する場合の1 ヶ月間の通勤定期券などの金額

（２）マイカーなどを使用した場合の片道の距離で定められた1 ヶ月当たりの非課税限度額

◆改正が見込まれているマイカー等を使用する通勤者の通勤手当に係る非課税限度額

マイカー通勤者の通勤手当について、令和7年度税制改正大綱では「エネルギー価格が上昇する中、人事院による新たな調査が行われる際には、その結果に基づき、通勤手当の非課税限度額について、迅速に見直しを行う」としており、令和7年8月7日に令和7年人事院勧告が行われ、令和7年4月1日以降の措置内容として自動車などの交通用具使用者に対する通勤手当の額の引上げ※が勧告されました。

国税庁は、これを受けて今後、通勤手当に係る所得税の非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となることのあるとして、年末調整を行う前に同庁ホームページで最新情報を確認するように求めています。

なお、平成26年に同様の改正が行われており、8月の人事院勧告を踏まえて、マイカー等使用者の通勤手当に係る非課税限度額を上げる改正が平成26年10月20日に施行され、平成26年4月1日に遡及適用されたことで、年末調整等で精算が行われました。

※10km以上の距離区分について、200円～7,100円の引上げ